

## 学校いじめ防止基本指針

中野区立中野神明小学校  
校長 岡本 賢二

### 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

### 2 いじめ対策のための校内組織の設置

- (1) いじめ防止等の対策のため、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭からなる「中野神明小いじめ対策委員会」を設置し、日頃より学校生活における児童や学級の様子や情報の把握や共有に努める。
- (2) いじめの発見・通報を受けた教員は、一人で抱え込まず、直ちに管理職・生活指導主任に報告する。
- (3) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童からの聴き取りを行って、いじめの事実の有無を確認するなど、組織的に対応する。
- (4) いじめがあった場合に、迅速かつ組織的な対応ができるように、平素から校内組織の在り方や活用の仕方について、全ての教職員で共通理解を図っておく。
- (5) 「平成28年度ふれあい月間等いじめ状況調査」等の様式を用いて、いじめ問題に関する指導記録を保存し、校内で情報を共有するとともに、進級・進学の際に適切に指導を引き継げるようにする。

### 3 いじめ未然防止のための取組の推進

- (1) 児童が規律ある態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係や学校風土を醸成する。
- (2) 全校朝会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。
- (3) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - 「私たちの道徳」「東京都道徳教育教材集」の活用
  - 「人権教育プログラム」等を活用した校内研修の実施
  - 生活指導研修資料「学校いじめ対策委員会の効果的な活用」「いじめを許さない、見逃さない」等の資料の活用
  - 道徳授業地区公開講座の充実
  - 各学年の体験学習の実施
  - 小・中教員が連携をとり、生活指導部が中心となった共通した指導の実施

#### 4 いじめの早期発見、早期対応のための取組の推進

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員が連携して児童のささいな変化に気付く力を高めることが重要である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することができるよう、早期発見の取組を推進する。

##### ○日常的な観察

休み時間や放課後の会話などを通し、児童の様子に目を配る。また、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。

##### ○生活指導夕会での情報交換

毎週金曜日に行われている夕会の中で、1週間ごとに1学年ずつクラスの状況を報告し、気になる児童への指導の在り方、またケアの仕方について、全教職員の共通理解を図る。

##### ○ふれあい月間における全校朝会での注意喚起

校長講話や、週番の教員の話の中でいじめについて取り上げ、全校児童のいじめに対する意識を高められるようにする。

##### ○教育相談

夏休みの個人面談の機会を活用し、保護者から児童の悩みを個別に聞く機会を設ける。

##### ○相談窓口の設置と周知

生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員からなる「いじめ相談窓口」を設置し、学校便りや、学校説明会、保護者会等で周知する。また、相談窓口情報の一覧表を作成し、教室に掲示したり、家庭に配布したりして児童が速やかに相談できるようにする。

##### ○定期的なアンケートの実施

安心していじめを訴えられるように様式や回収方法等を工夫して、生活実態全般に係る調査やいじめに関するアンケート調査等を実施する。アンケートの実施時期は、ふれあい月間の始まりに合わせ、5月下旬・9月中旬・11月下旬とする。アンケートの結果次第、または必要に応じて児童との面談を行い、スクールカウンセラーとの連携を図る。

##### ○保護者会や個人面談で、いじめ防止についての話題（チェックシートやDVD等）を出し、家庭と連携して児童を見守る。

##### ○ネットいじめの対応

セーフティ教室などを通じて情報モラルを高める指導に取り組み、保護者においても、これらについて理解を求めていく。中学校区で一貫したSNS学校ルールを策定し、児童・保護者への啓発を図る。

#### 5 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- (2) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、中野区教育委員会、中野区教育相談室、中野区子ども家庭支援センター、東京都杉並児童相談所等、関係機関と連携して対応する。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、所轄警察署と連携して対処する。

## 6 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者への支援や、いじめを行った児童の保護者に対する指導・助言を行う。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供する。

## 7 児童による取組みの指針

いじめの問題の解決に向けて、子供たち自身が主体的に取り組む活動を推進する。

### ○縦割り班活動の充実

「神明フレンズ」での異学年の交流や、高学年児童を中心とした活動を通して豊かな人間関係を築けるようにする。

### ○ふれあい遊びの充実

学年や学級で遊びの計画を立て、集団で遊ぶことで、コミュニケーションを深められるようにする。

### ○ふれあい月間における、各学年の実態に合わせた活動の実施

標語作りに取り組んだり、学級会で話し合いを行ったりし、いじめ防止に対する意識を高められるようにする。

## 8 学校評価の実施

いじめ問題への取り組み等について自己評価を行うとともに、保護者アンケート、児童アンケートによる評価や学校評議員会等の学校関係者評価と合わせ、適宜改善を行う。